

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令(案)等の修正
1	<p>そもそもの装備移転に反対である。 自衛隊の航空機・船舶・車輛等を、軍事転用可能な国に売却・譲渡など、平和憲法にもとる行為だ。 国際平和での日本の立場、平和憲法を保持する日本の独立性を、根底から損ねるもので、許されるものではない。 馬鹿げた軍国化など やめていただこう。</p>	<p>防衛装備移転三原則においては、国連憲章を順守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。 この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p>	なし
2	<p>改正省令の第87条の12第3項について、同項各号に掲げる事情が生じた場合の防衛大臣への報告義務を規定しているが、同項各号に掲げる内容は、自衛隊法第107条第7項の防衛大臣が定める基準（自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準）と直接関係しないため、自衛隊法第107条第7項の委任の範囲を超えていると思われる。そのため、改正省令第87条の12のうち第3項は削除すべきである。 また、自衛隊法第107条第7項では、「防衛大臣が定める基準（装備移転航空機に係るものに限る。）に適合するかを確認する権限を防衛大臣に与えているが、（耐空証明を受けていない民航機の試験飛行等に関し国土交通大臣の許可を義務付ける）航空法第11条第1項ただし書とは異なり、装備移転航空機の飛行に関する（事前の）許可権限を防</p>	<p>前段の御意見について、第87条の12第3項は、「報告しなければならない。」という装備移転航空機を製造する者に対する義務規定としていません。 また、第87条の12第3項各号に掲げる内容は、防衛大臣が装備移転航空機を管理するといった法の趣旨を捉えて、設計の申請から移転までの装備移転航空機の状態を把握するものであり、自衛隊法第107条第7項に規定する確認と関連するものです。 後段の御意見について、第87条の11の規定は、御指摘のとおり、</p>	あり

	<p>衛大臣に与えているとまでは解されない。この点、改正省令の第87条の11では、申請書類及び確認書類の名称を「装備移転航空機飛行許可申請書」「装備移転航空機飛行許可書」としているが、前記のように許可権限を防衛大臣に与えているとは解されず、不適切な表現と考えられるため、自衛隊法第107条第7項の規定に即した表現（確認）に是正すべきである。</p>	<p>「飛行の許可」に関する規定ではありません。このため、同条第1項では、「安全性基準等に適合することの確認を受けようとするときは」、第2項では「安全性基準等に適合することの確認をしたとき」と規定しており、別記様式第19においても「飛行を許可する。」といった表記ではなく「基準に適合することを確認した。」という表記としています。</p> <p>ただし、第87条の11の条見出しについて、原案の「(飛行許可)」とすることにより「許可」に関する規定であるという誤解を招くことから、御指摘を踏まえ「(飛行前の確認)」に修正します。</p> <p>他方、本手続に用いる書面の名称については、飛行に際して行う手続であることを踏まえ、国内外で広く用いられている「飛行許可申請書」や「飛行許可書」という名称を用いることとします。</p>	
3	<p>【修正案】 第八十七条の四の次に、第八十七条の五として次の1条を加える。これに伴い、第八十七条の五（離着陸の許可）以降の各条を、一条ずつ繰り下げる。 （報告の経由） 第八十七条の五 令第四百九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十六条第一項又は令第四百九条第二項の規定により読み替えて適用する第七十六条の二の規定により防衛大臣に報告しようとする者は、最寄りの自衛隊の飛行場を管理する陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令を経由</p>	<p>御指摘のとおり、事故等の報告は、円滑に実施されることが重要です。 同時に多数が飛行している民間航空機の事故等の報告において、空港事務所長や空港出張所長を経由することを可能としているところではありますが、装備移転航空機については、その性質上、装備移転航空機が飛行する際、事故等の報告義務を負う企業（・機長）と防衛省の担当部署との間で事前に連携がとられるとともに</p>	なし

	<p>して行うことができる。</p> <p>【理由】</p> <p>令第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十六条第一項又は令第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する第七十六条の二の規定は、装備移転航空機である航空機の機長に対し、これらの規定の要件に該当する事故等が発生した場合の防衛大臣への報告義務を課している。当該規定は、実務上、防衛大臣の補助機関たる防衛省内部部局（あるいは防衛装備庁の内部部局）の担当部署への報告を求めるものと解される。</p> <p>しかしながら、航空法施行規則第二百四十三条第一項では、（装備移転航空機でない航空機に関し）航空法第七十六条第一項又は第七十六条の二の規定による国土交通大臣への報告について、「最寄りの空港事務所長又は空港出張所長」を経由して行うことを認めているところ。そのため、装備移転航空機についても、航空法施行規則第二百四十三条第一項と同趣旨の規定を設け、最寄りの自衛隊飛行場（現地部隊）を経由した報告を認めることが、より迅速かつ円滑な報告につながると思われるため、上記のとおり修正を要するものとする。</p>	<p>に、事故機の特定が容易であることが想定されることから、必ずしも当該装備移転航空機の運航状況を把握しているとは限らない部隊等を経由させることは、事故等の報告を円滑に実施する観点から、適当ではないと考えています。</p>	
4	<p>（意見）</p> <p>制定文について、「防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和三十九年法律第百六十五号）第七十七条第三項並びに自衛隊法施行令（昭和三十九年政令第百七十九号）第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法（昭和三十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十九条ただし書、第百三十二条の九十及び第百三十二条の九十一並びに自衛隊法第七十七条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。」と修正すべき</p> <p>（理由）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、直近の用例等を参照し修正いたしました。</p>	あり

	<p>本改正案のうち、新設される条の一部の規定（第八十七条の三、第八十七条の四、第八十七条の五、第八十七条の六及び第八十七条の七）は、自衛隊法第七百七条第三項及び自衛隊法施行令第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十九条ただし書、第三百三十二条の九十及び第三百三十二条の九十一の規定に基づく委任命令であるところ、当該委任命令の根拠であるこれらの条項については、従来の政令等の規定ぶりを踏まえれば、「・・・の規定に基づき」として、制定文に明記すべきである。</p>		
5	<p>第八十七条の十一の「飛行許可」に係る規定は、装備移転航空機を製造する者と装備移転航空機の利用者が同一の場合のみ適用されるものであり、（当該機の飛行に関し責任を有する）利用者が当該機を製造した者と異なるときは、当該「使用許可」に係る規定は適用されない、との理解でよいか。</p> <p>※自衛隊法施行令第149条第2項の規定により読み替えて適用される航空法第76条第1項では、装備移転航空機の事故発生時における報告主体について、（装備移転航空機を製造する者ではなく）当該機の機長又は利用者と規定しており、当該規定ぶりを踏まえると、装備移転航空機を製造する者と装備移転航空機の利用者（及び当該機の機長）は必ずしも同一とは限らないものと認識</p> <p>また、仮に上記の理解が正しい場合、当該利用者による装備移転航空機の飛行が安全性基準等と整合したものか等について、防衛装備庁はどのように確認するのか。</p>	<p>第87条の11に規定する防衛大臣の確認を受ける者は、「装備移転航空機を製造する者」であり、装備移転航空機は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第2条第4項に規定する装備移転の対象として製造される航空機であり同法において装備移転の主体者は同条第3項に規定する装備品製造等事業者です。ご指摘の通り、自衛隊法施行令第149条の読み替えによる航空法の規定では、装備移転航空機の事故発生時における報告主体として装備移転航空機の機長又は利用者が規定されているものの、いずれも装備移転航空機の製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供を行う装備品製造等事業者へ帰属しており、当該航空機が外国政府に移転されるにあたって実施される飛行及びその手続は、当該航空機を製造する事業者が利用者として責任を持って実施するため、</p>	なし

		自衛隊法及び自衛隊法施行規則の規定との間で、これらの用語の違いで適用範囲が異なるわけではありません。	
6	第八十七の六第三号の「公布」は「交付」の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通り、誤りでしたので修正いたします。	あり
7	<p>今回の改正案には断固反対します。理由は以下の2点です。</p> <p>1. 武器輸出のなし崩し的な拡大（第87条の6等） 事務的な手続きを整えることで、実質的に無人機（ドローン）等の輸出を容易にする内容であり、日本が他国の紛争における加害に加担するリスクを著しく高めるものです。</p> <p>2. 航空法特例による不透明な運用（第1項等） 一般の航空法を適用除外とし、防衛大臣の独自基準で運用することは、兵器開発の安全性や透明性を損なうものであり、到底容認できません。</p> <p>平和国家としての日本の歩みを、このような細かな省令改正の積み重ねで変えてしまわないことを切に願います。</p>	<p>防衛装備移転三原則においては、国連憲章を順守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。</p> <p>この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p> <p>また航空法は、航空の発達等の観点から、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法等を定めたものでありますが、主として民間航空を規制の対象としたものであり、特殊な任務を有する自衛隊の航空機、航空従事者、飛行場等についてこれを適用することは適当でないため、自衛隊法に適用除外その他の特例が定められています。</p>	なし